

## 第52回 個人型年金規約策定委員会次第

令和3年3月18日

国民年金基金連合会

### 議 事

#### 1 議 案

- (1) 令和3年度 個人型確定拠出年金 事業計画 (案)
- (2) 令和3年度 国民年金基金連合会予算 (案) [確定拠出年金  
事業経理]
- (3) 個人型年金規約の一部を変更する規約 (案)

#### 2 報告事項

- (1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項
- (2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

# 個人型年金規約策定委員会 委員一覧

(令和3年3月18日現在)

	氏 名	役 職
委員	あらい 恒 荒井 恒一	日本商工会議所理事
委員	いとう 彰 伊藤 彰	日本労働組合総連合会 総合政策局生活福祉局局长
委員	すずき 由 鈴木 由里	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
委員	たかせ 高 高瀬 高明	共同通信社客員論説委員
委員	つじ 松 辻 松	全国銀行協会理事
委員	ながぬま けんいちろう 長沼 健一郎	法政大学社会学部教授
委員	はら かなこ 原 佳奈子	株式会社 TIMコンサルティング 取締役
委員長	もりと 英 森戸 英	慶應義塾大学法科大学院教授
	まつした 睦 松 下 睦	国民年金基金連合会理事長

(50音順)

## 第1号議案

# 令和3年度 個人型確定拠出年金事業計画(案)



## 令和3年度 個人型確定拠出年金 事業計画（案）

### 1 iDeCoの実施機関としての事業の実施

個人型確定拠出年金（iDeCo）の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に行う。

特に、オンライン化・システム化の更なる推進や、年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進、事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施、iDeCoに関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組む。

### 2 オンライン化・システム化の更なる推進

iDeCoにおけるオンライン化・システム化を更に推進する。

#### (1) 加入手続等のオンライン化の推進

加入申出書・移換申出書のオンライン提出については令和3年1月から実施しており、その利用拡大を進めるとともに、控除証明書再発行申請等の届出書についてもオンライン化を順次検討し、実施する。第2号加入者の届出についても、位置付けの変更に係る法令上の整理を前提に、オンライン化を検討し、令和4年度からの連合会での一元実施を図る。

#### (2) 年金制度改正法等の実施に向けたシステム開発等の推進

令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税

制改正大綱の決定を受け、iDeCoの加入可能年齢の引上げや、企業型確定拠出年金（企業型DC）とiDeCoの同時加入の要件緩和、DB（確定給付型）の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo拠出限度額引上げ等の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進する。

### 3 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進

年金制度改正法等による制度改正事項の実施に向けた事務構築・システム開発を推進するとともに、手数料水準に係る検討に取り組む。

#### (1) 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築・システム開発等の推進

令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、以下の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進する。

- ① iDeCoの加入可能年齢の引上げ
- ② 企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和
- ③ DB（確定給付型）の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo拠出限度額引上げ
- ④ iDeCoの受給開始時期の拡大
- ⑤ 終了した確定給付企業年金（DB）からのポータビリティの確保

- ⑥ 帰国する外国人に対する脱退一時金の支給
- ⑦ 事業主証明や第2号加入者の届出の廃止を含めた効率化

※ ④は令和4年4月、①、⑤及び⑥は同年5月、②は同年10月から実施。⑦のうちオンライン化による効率化は令和4年度に実施。③の実施時期及び⑦の廃止時期は調整中。

#### (2) 手数料水準に係る検討の推進

手数料水準の検証・改定等について、令和2年5月成立の年金制度改正法等の実施のためのシステム開発費等、新たな要因も加味して、検討を推進する。

### 4 事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施

事務処理センター、コールセンター等の事務体制の強化・基盤整備を図るとともに、中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）や第2号加入者の届出に係る事務、自動移換者対策等を着実に実施する。

#### (1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、iDeCoの加入可能年齢の引上げや、企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和等の制度改正事項への対応も含めた体制確保の検討、モニタリング、連絡調整等の取組を推進するとともに、加入手続等のオンライン化に加え、申出書・届出書の画像化処理の導入、運営管理機関等コールセンター業務の統合等により効率化を図

る。

#### (2) コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、控除証明書発送後の業務増等への対応や、モニタリング、連絡調整等の取組を推進するとともに、控除証明書再発行申請のオンライン化、加入者等コールセンター業務への重点化等により効率化を図る。

#### (3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携の下で事務の円滑な実施を図る。iDeCoの加入可能年齢の引上げや、企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和等の制度改正事項の実施に向けた事務構築・システム開発においても、適切に連携する。

#### (4) iDeCoプラスに係る事務の推進

iDeCoプラスに係る事務について、令和2年10月からのiDeCoプラスの対象拡大等への対応を含め、外部委託等により実施体制を整備する。

#### (5) 第2号加入者の届出に係る事務の実施

第2号加入者の届出について、位置付けの変更に係る法令上の整理を前提に、オンライン化を検討し、令和4年度からの連合会での一元実施を図る。また、令和3年度において、記録関連運営管理機関（RK）等と連携して本事務を

実施する。

(6) 自動移換者対策の実施

企業型 DC の普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年 1 回の手続勧奨通知を行う等により、自動移換者対策を着実に実施する。

5 iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進

更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進する。

(1) iDeCo 公式サイトの充実

iDeCo のメリットや加入手続等の情報提供を行うとともに、前年度における資産運用に係るコンテンツの制作等の効果測定や改善の検討を行う等、更なるサイトの充実を図る。若い世代等に向けた新たな動画コンテンツの制作等も検討する。iDeCo の加入可能年齢の引上げや、企業型 DC と iDeCo の同時加入の要件緩和等の制度改正事項の啓発・広報の検討にも取り組む。

(2) 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCo の実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携して iDeCo の普及に取り組むという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方でのオンラインセミナー等の取組の拡大を図る。

(3) 企業年金連合会と連携した投資教育の検討・実施

令和 2 年 5 月成立の年金制度改正法により iDeCo 加入

者等への投資教育を企業年金連合会に委託できることとされたところであり、企業年金連合会と連携した投資教育の実施について検討・実施する。

(4) iDeCo の認知度・理解度向上のための更なる取組

パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配付や、加入希望者専用コールセンター (iDeCo ダイヤル) の運営、団体・事業主主催の研修会への講師派遣、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を行う。

また、令和 2 年 10 月からの iDeCo プラスの対象拡大等の啓発・広報を行うとともに、iDeCo の加入可能年齢の引上げや、企業型 DC と iDeCo の同時加入の要件緩和等の制度改正事項の啓発・広報の検討にも取り組む。

個人型確定拠出年金事業の概況  
(令和2年12月末現在)

第52回規約策定委員会  
第1号議案 参考資料1  
令和3年3月18日

(1) 加入者数等

① 現存加入者等 (カッコ内は対前年同期比)

(単位:人)

加入者	第1号			第2号			第3号			運用指図者	自動移換者
	第1号	第2号	うち企業年金無	うち企業年金有	うち共済組合員	第1号	第2号	第3号			
1,817,296 (124.0%)	201,813 (118.3%)	1,549,213 (124.3%)	938,720 (122.7%)	212,630 (129.2%)	397,854 (125.5%)	66,270 (136.8%)	686,260 (111.1%)	978,361 (112.2%)			

② 新規加入者等 (カッコ内は対前年度比)

(単位:人)

	新規加入者	新規運用指図者	合計
平成30年度	392,438 (88.3%)	110,858 (126.0%)	503,296 (94.5%)
令和元年度	404,984 (103.2%)	135,050 (121.8%)	540,034 (107.3%)
令和2年12月	299,887 (74.0%)	113,062 (83.7%)	412,949 (76.5%)

③ 新規自動移換者 (カッコ内は対前年度比)

(単位:人)

平成30年度	133,989	(128.5%)
令和元年度	151,322	(112.9%)
令和2年12月	116,402	(76.9%)

(2) 加入者の掛金額分布・平均(毎月定額拠出)

(単位:人)

掛金額	合計	第1号	第2号	うち企業年金無			うち企業年金有			第3号
				うち企業年金無	うち企業年金有	うち共済組合員	うち企業年金無	うち企業年金有	うち公務員等	
1,000円～	328,193	46,457	263,115	178,384	34,949	49,782	18,621			
10,000円～	749,445	42,769	694,088	200,205	165,910	327,973	12,588			
15,000円～	45,755	6,259	37,626	37,299	327		1,870			
20,000円～	563,805	26,360	506,235	501,341	4,894		31,210			
25,000円～	2,613	2,613								
30,000円～	14,155	14,155								
35,000円～	1,723	1,723								
40,000円～	3,727	3,727								
45,000円～	1,079	1,079								
50,000円～	9,751	9,751								
55,000円～	769	769								
60,000円～	2,494	2,494								
65,000円～	38,870	38,870								
人数計(注)	1,762,379	197,026	1,501,064	917,229	206,080	377,755	64,289			

(注) 加入者の掛金額分布・平均(毎月定額拠出)の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いております。

【参考:年単位拠出】

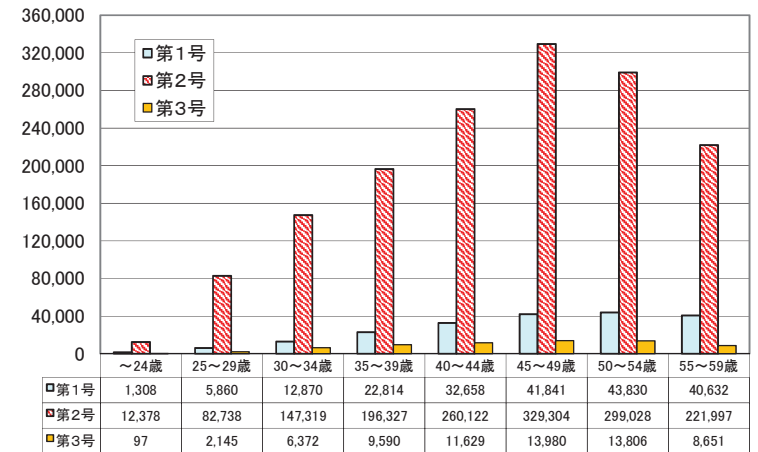
(単位:人)

区分	合計	第1号	第2号	うち企業年金無			うち企業年金有			第3号
人数計	54,917	4,787	48,149	21,491	6,559	20,099	1,981			
年単位拠出届出率	3.02%	2.37%	3.11%	2.29%	3.08%	5.05%	2.99%			

(3) 加入者の分布状況

① 年齢別分布

(単位:人)



② 男女別分布

(単位:人)

男	女	計
1,086,369 (59.8%)	730,927 (40.2%)	1,817,296 (100.0%)

③ 運営管理機関業態別加入者等

(単位:機関、人)

業態	機関	加入者	運用指図者	合計	シェア
都市銀行	4	293,432	173,970	467,402	18.7%
地方銀行	48	160,018	52,480	212,498	8.5%
信用金庫	67	21,498	7,099	28,597	1.1%
労働金庫	13	199,406	15,033	214,439	8.6%
証 券	8	784,215	134,435	918,650	36.7%
生命保険	6	37,546	88,598	126,144	5.0%
損害保険	3	235,718	95,622	331,340	13.2%
専業会社等	6	78,124	118,156	196,280	7.8%
投信会社	3	7,339	867	8,206	0.3%
計	158	1,817,296	686,260	2,503,556	100.0%

(4) 登録事業所

536,551事業所



## iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者数等について

	2016年12月時点	2017年3月時点 (新規加入者数は1月～3月合計)	2018年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2019年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2020年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2020年9月時点 (新規加入者数は4月～9月合計)	2020年12月時点 (新規加入者数は10月～12月合計)
第1号加入者	77,249人	85,075人 (うち新規加入者9,601人)	120,144人 (うち新規加入者44,516人)	148,326人 (うち新規加入者40,246人)	177,857人 (うち新規加入者41,357人)	193,109人 (うち新規加入者21,835人)	201,813人 (うち新規加入者12,430人)
第2号加入者	229,065人	339,649人 (うち新規加入者113,873人)	710,381人 (うち新規加入者383,446人)	1,024,319人 (うち新規加入者337,459人)	1,331,649人 (うち新規加入者347,832人)	1,469,044人 (うち新規加入者161,548人)	1,549,213人 (うち新規加入者90,280人)
第3号加入者	-	6,205人 (うち新規加入者6,065人)	23,198人 (うち新規加入者16,592人)	37,392人 (うち新規加入者14,733人)	53,308人 (うち新規加入者15,795人)	61,864人 (うち新規加入者8,821人)	66,270人 (うち新規加入者4,973人)
計	306,314人	430,929人 (うち新規加入者129,539人)	853,723人 (うち新規加入者444,554人)	1,210,037人 (うち新規加入者392,438人)	1,562,814人 (うち新規加入者404,984人)	1,724,017人 (うち新規加入者192,204人)	1,817,296人 (うち新規加入者107,683人)
登録事業所	190,354事業所	220,422事業所	323,579事業所	404,074事業所	482,399事業所	517,085事業所	536,551事業所

参考：年単位拠出の届出をしている加入者数

2020年12月時点

区分	合計	第1号	第2号	第3号
人数計	54,917人	4,787人	48,149人	1,981人
年単位拠出届出率	3.02%	2.37%	3.11%	2.99%

## 中小事業主掛金納付制度の状況について

令和2年12月末現在

事業主数	対象者数	一定の資格の定め	職種	勤続期間
			2,343事業主	14,901人

※加入者は、iDeCo+申請時における加入予定者を計上している。

※事業主数は、対象従業員全員が申込手続き未了等の場合、変動する可能性がある。

※（ ）内は、一定の資格又は区分によって金額の差異がある事業主数。

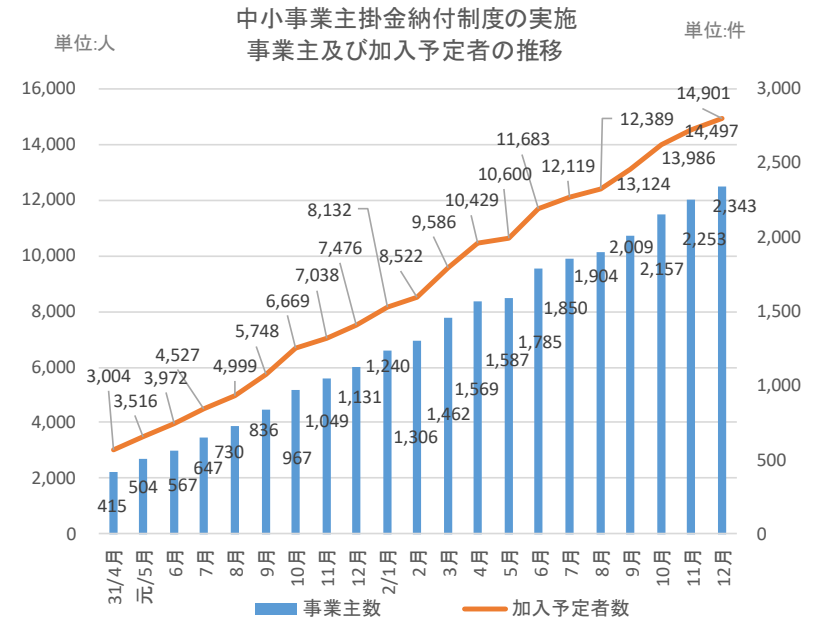
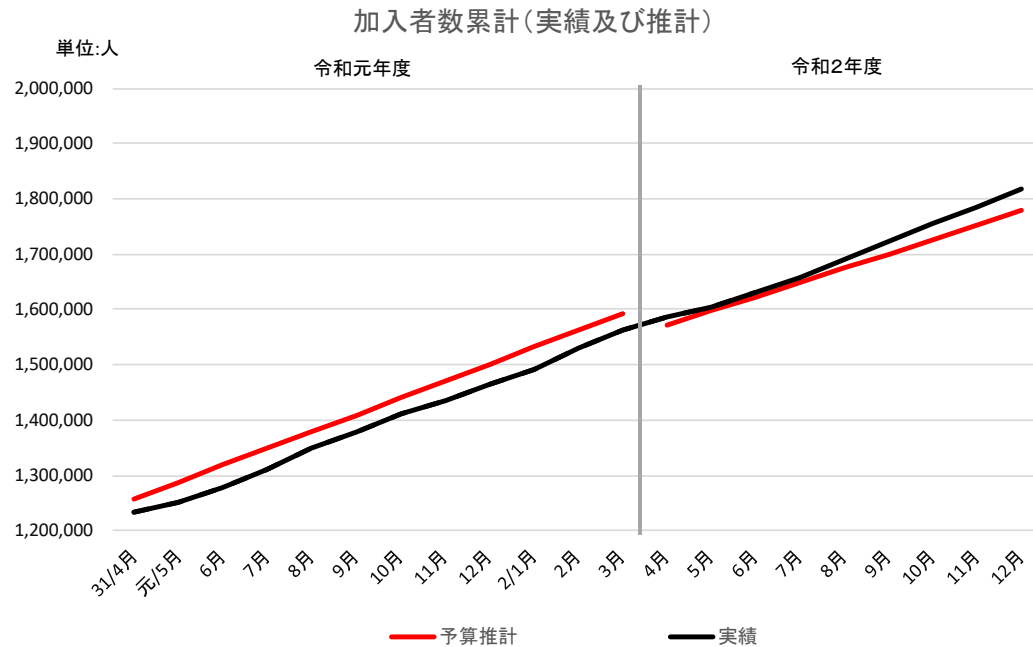
# iDeCo 加入者の推移及び事務処理の状況について

第52回規約策定委員会

第1号議案 参考資料4

令和3年3月18日

## 1. 加入者の推移及び見込み件数(令和元年度～令和2年度(12月まで))



※事業主数及び加入予定者の計上基準

地方厚生局が受理した拠出開始月ベースの事業主数及び加入予定者数(申請時点)で計上。

### (1) 加入の状況

① 令和元年度の新規加入者数は、月平均約33,700人。今年度(12月まで)の新規加入者数は、月平均約33,300人となっている。

② 新規加入者の今年度(12月まで)内訳割合は以下の通り。

※( )内は元年度

・ 1号被保険者	11% (10%)	・ 2号被保険者(公務員等)	20% (22%)
・ 2号被保険者(企業年金なし)	50% (50%)	・ 3号被保険者	5% (4%)
・ 2号被保険者(企業年金あり)	14% (14%)		

### (2) 中小事業主掛金納付制度の状況

令和元年度に引き続き、今年度の実施事業主数は月平均約100件のペースで増加しており、今年度12月時点の実施事業主数は、2,343社となっている。

## 2. 事務処理センター・コールセンターの状況

### ① 事務処理センターの処理状況

単位：件

令和2年(2020年) (a)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年平均
		111,970	134,509	143,671	127,205	114,984	130,347	119,532	124,807	130,547	135,679	132,062	152,762
令和元年(2019年) (b)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和元年平均
		107,089	101,524	112,411	106,290	90,454	105,212	125,876	134,091	119,687	126,559	112,930	121,273
前年同月比 (a)/(b)	105%	132%	128%	120%	127%	124%	95%	93%	109%	107%	117%	126%	114%

事務処理誤り等 月平均発生件数	令和2年(c)	発生率
		28
事務処理誤り等 月平均発生件数	令和元年(d)	発生率
	32	0.03%

- ・ 令和2年10月1日より、中小事業主掛金納付制度の受付・内容確認の事務について受託。
- ・ 令和2年11月に立入調査を実施し、新型コロナウイルス感染拡大における業務体制などについて、概ね適切に運営されていることを確認。

### ② コールセンターの状況

単位：件

令和2年(2020年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年平均
	入電状況	13,496	29,641	21,908	19,868	38,169	11,617	10,470	9,823	11,898	21,962	27,234	16,394
前年同月比	132%	102%	85%	106%	143%	100%	31%	71%	109%	96%	54%	81%	85%
受電状況	9,985	11,242	12,850	8,047	6,048	9,219	9,307	8,715	10,140	16,335	20,168	13,302	11,280
前年同月比	135%	120%	137%	89%	69%	116%	81%	88%	122%	132%	133%	106%	111%

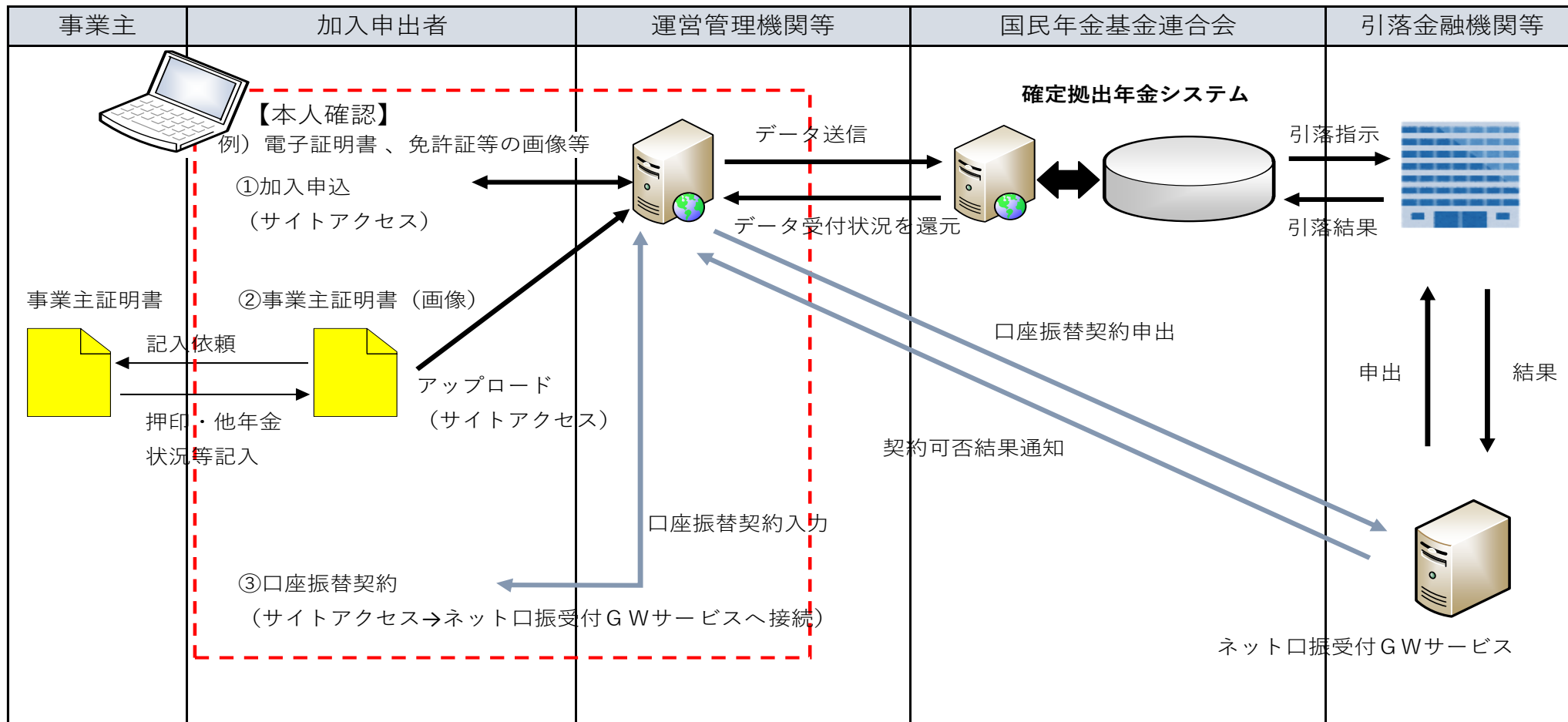
- ・ 令和2年10月22日～12月10日の期間、控除証明書の照会対応のため、通常のオペレーター20人体制に加えて増員を実施。11月には15人を増員して、受電率が74%に改善。
- ・ 令和2年11月に立入調査を実施。緊急事態宣言が発出された令和2年4月・5月の受電状況の改善のため、業務体制の見直しを行っており、業務体制が改善されていることを確認。

### 3. 利便性向上や効率化の取組

- ・ 令和3年1月より、加入申出書と移換依頼書について、オンラインでの受付を開始。
- ・ 令和3年度において、運営管理機関向けコールセンターと一般向け(加入者・事業主等)のコールセンターを分割し、運営管理機関向けコールセンターは事務処理センターと統合させ、対応の効率化を図る。運営管理機関向けコールセンターと事務処理センターは現行事業者が運営するとともに、一般向けコールセンターは令和3年7月より新事業者において運営を開始する。

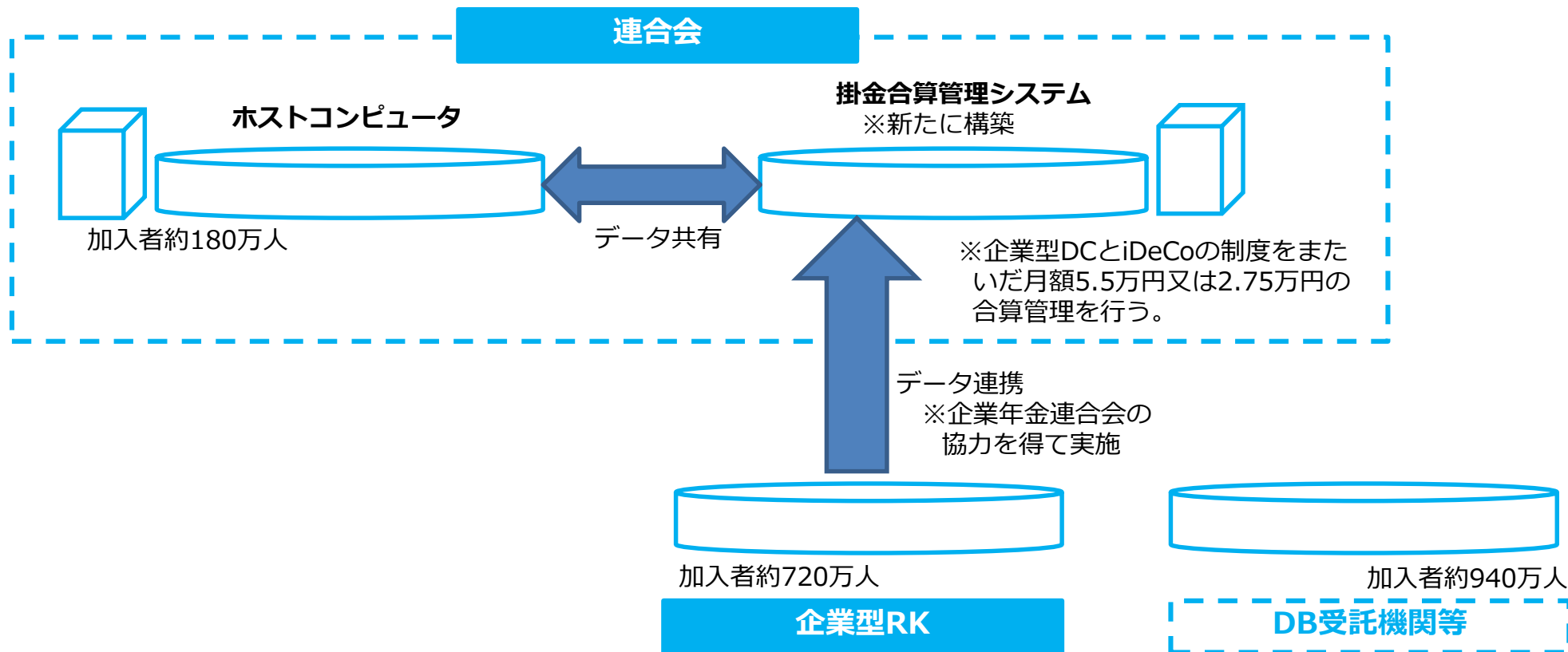
以上

- iDeCoの加入申出書、移換申出書のオンライン化を令和3年1月から開始。その他の届出書のオンライン化についても、順次取り組んでいく。
- 加入手続のオンライン化により、入力・登録工程の効率化を図るとともに、オンライン提出の場合の運営管理機関からの受付期限を、毎月20日とされているのを8日程度延長している。



# 将来像も見据えた連合会システムのイメージ

- 企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築し、DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）から事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2万円以内）で、企業型DCとiDeCoに同時加入できるようにする。**（企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和）**  
（注）上記の「5.5万円」、「2万円」は、企業型DCとDB（確定給付型）に加入している場合はそれぞれ2.75万円、1.2万円となる。
  - 連合会においては、事業主掛金を管理する企業型RKと情報連携を行い、企業型DCとiDeCoの制度をまたいだ月額5.5万円又は2.75万円の掛金合算管理を行う。このための企業型DCとiDeCoの掛金合算管理システムをオープン系サーバにより構築する。
- ※ 将来への発展の見通しも考慮して、将来も含めた開発のコスト削減・期間短縮の観点から、オープン系サーバによりシステム構築を行う。アプリケーションソフトの開発には、オープンソースを利用する。
- ※ さらに今後、DBの掛金相当額も含めた合算管理にも対応していく。



○ 令和2年5月に成立した年金制度改正法等により、今後、iDeCoの更なる充実が予定されている。

## ① iDeCoの加入可能年齢の引上げ（令和4年5月施行）

（現行）国民年金被保険者のうち60歳未満のもの

（改正後）2号被保険者（被用者）について原則65歳未満に引き上げられるとともに、2号被保険者以外の国民年金任意加入被保険者※もiDeCoに加入可能とする。

※ 保険料納付済期間等が480月未満の65歳未満の任意加入被保険者。

## ② 企業型DC（企業型確定拠出年金）とiDeCoの同時加入の要件緩和（令和4年10月施行）

（現行）企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限定。

（改正後）規約の定めがなくてもiDeCoに加入できるように改善を図る。

具体的には、企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築し、DC（確定拠出年金）全体の拠出限度額（月額5.5万円）から企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2万円以内）で、企業型DCとiDeCoに同時加入できるようにする。 ※ 上記の「5.5万円」、「2万円」は、企業型DCとDB（確定給付型）に加入している場合はそれぞれ2.75万円、1.2万円となる。

## ③ DB（確定給付企業年金）加入者のiDeCo拠出限度額の引上げ（施行時期は調整中）

（現行）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額1.2万円

（改正後）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額2万円に引き上げ。

ただし、DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）からDBの掛金相当額と企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲とする。

※ このほか、iDeCoの受給開始時期の拡大（iDeCoの受給開始の上限年齢を75歳に引き上げ）、ポータビリティの改善（終了したDBからiDeCoへの年金資産の移換の実施）等も実施。

※ iDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）の対象事業主の拡大等は令和2年10月に実施。

# 事務処理センター・コールセンターの業務範囲の見直し

- 事務処理センター・コールセンターの現行事業者との本年度での契約期間満了に伴い、業務範囲について見直しを行い、令和2年12月に一般競争入札を実施。
  - ※ 一般競争入札の結果、事務処理センターは（株）りらいあコミュニケーションズが、コールセンターは（株）富士ソフトサービスビューロがそれぞれ落札。
- コールセンター業務のうち運営管理機関等からの照会は、主として事務処理センターでの処理状況やその結果に係るものであり、事務処理センターが回答するのが、事務フロー上、効率的であることや、加入者等・事業所からの照会と内容が異なっていることから、事務処理センターの業務内容に運営管理機関等へのコールセンター業務を含むものとして、見直しを実施。
  - ※ 事務処理センターと、運営管理機関等へのコールセンター業務を統合し、現行のコールセンター業務を分割。

## <現行>

事務処理センター
申出書・届出書のシステム入力及び関係業務

コールセンター		
運管等からの照会 <照会内容> ・ 申出書等の処理状況 ・ 書類不備の理由等	加入者等からの照会 <照会内容> ・ 掛金等の変更手続 ・ 掛金控除証明書等	事業所からの照会 <照会内容> ・ 事業所登録の通知やその方法等

## <今回の見直し>

事務処理センター
申出書・届出書のシステム入力及び関係業務 運管等からの照会

コールセンター	
加入者等からの照会	事業所からの照会



## ■ 令和3年度のiDeCo広報活動について

### 1 iDeCo公式サイトの充実

iDeCoのメリットや加入手続等の情報提供を行うとともに、令和2年度における資産運用に係るコンテンツの制作等の効果測定や改善の検討を行う等、更なるサイトの充実を図る。

- ・若い世代等に向けた新たな動画コンテンツの制作等も検討する。
- ・iDeCoの加入可能年齢の引上げや、企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和等の制度改正事項の啓発・広報のため、サイトの改修を検討する。

※令和2年度においては、資産運用に係るコンテンツの制作等に取り組むとともに、①iDeCoプラス導入のメリット、②iDeCoの加入可能年齢の引上げや企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和等の制度改正、③資産運用における長期・積立・分散投資について、有識者コラムを掲載。

### 2 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCoの実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携してiDeCoの普及に取り組むという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方でのオンラインセミナー等の取組の拡大を図る。

- ・協議会・幹事会の枠組みの下で、金融機関・団体と連合会が共同でオンラインセミナーを実施する。
- ・加入者数等が少ない地域での開催を検討する。

※令和2年度においては、福岡県、宮城県に在住者を対象に開催し、資産運用の基礎等について講演。

※福岡県については西日本シティ銀行、福岡銀行と共催、宮城県については東北労働金庫と共催。

### 3 企業年金連合会と連携した投資教育の検討・実施

令和2年5月成立の年金制度改正法によりiDeCo加入者等への投資教育を企業年金連合会に委託できるとされたところであり、企業年金連合会と連携した投資教育の実施について検討・実施する。

### 4 コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、控除証明者発送後の業務増等への対応や、モニタリング、連絡調整等の取組を推進するとともに、控除証明者再発行申請のオンライン化、加入者等コールセンター業務への重点化等により効率化を図る。

・コールセンター・事務処理センターの現行事業者との令和2年度での契約期間満了に伴い、業務範囲について見直しを実施。現行のコールセンター業務は加入者等コールセンター業務に重点化し、運営管理機関等へのコールセンター業務は事務処理センターに統合。

### 5 iDeCoの認知度・理解度向上のための更なる取組

・パンフレット・チラシ等の運営管理機関等への配付や、加入希望者専用コールセンター(iDeCoダイヤル)の運営、団体・事業主主催の研修会への講師派遣、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を行う。

・令和2年10月からのiDeCoプラスの対象拡大等の啓発・広報を行うとともに、iDeCoの加入可能年齢の引上げや、企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和等の制度改正事項の啓発・広報のため、パンフレット・チラシの改訂等を検討する。

※令和2年度においては、iDeCoプラスの対象拡大や概要等を発信するチラシ・パンフレットを作成・配付するとともに、商工会議所と連携した広報を実施。

## 第2号議案

# 令和3年度 国民年金基金連合会予算(案)

[確定拠出年金事業経理]



## 国民年金基金連合会 令和3年度予算

### 予 算 総 則

(収入支出予算の総額及び区分等)

第1条 国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）の令和3年度の収入支出予算の総額を、年金経理にあつては、収入63,137,470千円、支出46,793,652千円、業務経理にあつては、収入及び支出それぞれ1,180,459千円、事業経理事業会計にあつては、収入及び支出それぞれ1,607,807千円、事業経理給付確保会計にあつては、収入134,067,289千円、支出129,778,383千円、事業経理共同運用会計にあつては、収入143,562,542千円、支出131,783,188千円、事業経理財政調整会計にあつては、収入675,602千円、支出14,351千円、事業経理年金財政安定会計にあつては、収入1,367,633千円、支出29,053千円、確定拠出年金事業経理事業会計にあつては、収入及び支出それぞれ5,584,800千円、確定拠出年金事業経理特定業務会計にあつては、収入21,208,000千円、支出1,000千円とし、その収入の性質及び支出の目的別の区分は、別紙収入支出予算による。

(人件費及び物件費の最高限度額)

第2条 令和3年度の業務経理における人件費(役職員給与、役職員諸手当)の最高限度額を332,315千円、物件費(旅費、事務諸費)の最高限度額を197,427千円とする。

2 前項の最高限度額は、第5条の規定により経費の流用又は予備費の使用について厚生労働大臣の承認を受けた場合

において、当該流用又は使用により、これらの額を超えることとなるときは、これらの額にその超える額を加算して得た額とする。

(借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額)

第3条 令和3年度の確定拠出年金事業経理事業会計における長期借入金の最高限度額を1,258,400千円とする。

(年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額)

第4条 令和3年度の年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額を931,356千円とする。

(予算の流用)

第5条 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令(平成3年厚生省令第9号。以下「財務会計省令」という。)第20条において準用する財務会計省令第12条第2項の規定により、相互流用又は予備費使用につき厚生労働大臣の承認を受けなければならない経費は、業務経理の次の経費とする。

ア 役職員給与

イ 役職員諸手当

ウ 経費の流用又は予備費の使用により、業務経理における令和3年度の人件費又は物件費が第2条第1項に規定する額を超えることとなる場合における当該流用又は使用に係る経費(ア及びイに掲げる経費並びに人件費から物件費へ10%以内の経費を流用する場合を除く。)

(予算の繰越)

第6条 財務会計省令第20条において準用する財務会計省令第13条第1項ただし書の規定により翌事業年度に繰り越して使用することができない経費は、業務経理における役職員給与及び役職員諸手当とする。

(収入支出予算の弾力条項)

第7条 連合会は、年金経理の支出予算又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として年金経理又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算の額を増額することができる。

2 連合会は、業務経理において、会費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事務費の支出予算の額を増額することができる。

3 連合会は、事業経理事業会計において、受託費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費の支出予算の額を増額することができる。

4 連合会は、確定拠出年金事業経理事業会計において、手数料収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費及び委託費の支出予算の額を増加することができる。

5 連合会は、確定拠出年金事業経理特定業務会計において、

特定業務納付金の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、特定業務交付金の支出予算の額を増額することができる。

(役員及び職員の定数の増加の禁止)

第8条 この収入支出予算の予算金額の範囲内であっても、この予算で予定した役員及び職員の定数をみだりに増加しないものとする。

### 収入支出予算

〔確定拠出年金事業経理〕（事業会計）

科目	2年度予算額	3年度推計額
(収入)	千円	千円
手数料収入		
手数料	3,413,672	3,857,917
補助金収入		
事務費国庫補助金	0	0
借入金		
長期借入金	290,400	1,258,400
雑収入		
受取利息等	0	0
前年度よりの繰入金		
前年度よりの繰入金	344,520	468,483
剰余金受入金		
剰余金受入金	243,526	0
収入合計	4,292,118	5,584,800
(支出)		
事業事務費	2,030,291	2,419,738
役員給与	96,852	113,568
役員諸手当	100,382	118,468
人件費計	197,234	232,036
旅費	1,314	1,377
事業諸費	1,831,743	2,186,325
物件費計	1,833,057	2,187,702
策定委員会費		
策定委員会費	632	876
委託費	1,022,764	1,163,588
基金事務委託費	0	0
業務委託費	1,022,764	1,163,588
繰入金		
基本金へ繰入れ	1,007,557	1,854,099
雑支出		
雑支出	216,674	105,499
租税公課		
租税公課	14,200	41,000
支出合計	4,292,118	5,584,800

(収入合計)

(支出合計)

(収支差)

5,584,800千円 - 5,584,800千円 = 0千円

### 収入支出予算

〔確定拠出年金事業経理〕（特定業務会計）

科目	2年度予算額	3年度推計額
(収入)	千円	千円
納付金		
特定業務納付金	22,857,000	21,208,000
収入合計	22,857,000	21,208,000
(支出)		
交付金		
特定業務交付金	1,000	1,000
支出合計	1,000	1,000

(収入合計)

(支出合計)

(収支差)

21,208,000千円 - 1,000千円 = 21,207,000千円

令和3年度収入支出予算【確定拠出年金事業経理】

収入				
大分類	中分類	令和2年度予算額	令和3年度予算額	主な増減理由
手数料収入		3,413,672	3,857,917	加入者数等の増(新規加入者37.53万人⇒39.60万人、現存加入者186万人⇒221万人)
	手数料	3,413,672	3,857,917	
借入金		290,400	1,258,400	年金制度改正法等の実施のためのシステム開発
	借入金収入	290,400	1,258,400	
前年度よりの繰入金		344,520	468,483	
	前年度よりの繰入金	344,520	468,483	
剰余金受入金		243,526	0	
	剰余金受入金	243,526	0	
収入合計		4,292,118	5,584,800	

支出				
大分類	中分類	令和2年度予算額	令和3年度予算額	主な増減理由
事務費		2,030,291	2,419,738	
	役職員給与	96,852	113,568	職員の増
	役職員諸手当	100,382	118,468	職員の増
	旅費	1,314	1,377	
	事業諸費	1,831,743	2,186,325	掛金収納経費 534,676千円 → 637,042千円 通信運搬費 248,949千円 → 288,524千円 年金制度改正法等の実施のためのシステム開発(費用) 40,830千円 → 190,018千円
策定委員会費		632	876	
	委員報酬補償費	632	876	
委託費		1,022,764	1,163,588	
	業務委託費	1,022,764	1,163,588	事務処理センター 878,693千円 → 1,048,862千円 ※令和3年度から運営管理機関等コールセンターを統合

大分類	中分類	令和2年度予算額	令和3年度予算額	主な増減理由
繰入金		1,007,557	1,854,099	年金制度改正法等の実施のためのシステム開発(資産)
	基本金へ繰入	1,007,557	1,854,099	249,570千円 → 1,068,382千円 ※年金制度改正法等の実施のためのシステム開発(全体) 290,400千円 → 1,258,400千円 ※企業型確定拠出年金とiDeCoの同時加入の要件緩和を実施するための 両制度の掛金合算管理や、iDeCoの加入可能年齢の引上げに係るシステム 開発(要件定義、設計開発、単体・結合・総合テスト等)を実施
雑支出		216,674	105,499	長期借入金返済 210,952千円⇒99,009千円
	雑支出	216,674	105,499	
租税公課		14,200	41,000	
	租税公課	14,200	41,000	
支出合計		4,292,118	5,584,800	



[参考1] 〔確定拠出年金事業経理〕（事業会計）「事業諸費」の内訳について

(単位：千円)

内 訳	令和2年度予算額	令和3年度推計額	増▲減額	備 考
1 印刷製本費	49,566	45,671	▲3,895	
2 通信運搬費	248,949	288,524	+ 39,575	[増要因] 現存加入者増加
3 掛金収納費	534,696	637,042	+ 102,346	[増要因] 現存加入者増加に伴う収納件数の増
4 雑役務費(封入封緘等)	239,494	307,847	+ 68,353	[増要因] 現存加入者増加
5 電子計算機関係経費	503,675	476,035	▲27,640	
6 システム開発費	164,839	329,763	+ 164,924	(参考)システム開発費全体(システム開発費と基本金繰入れの合計) 令和2年度予算額 1,172,395千円 うち、加入手続等オンライン化 501,600千円、 年金制度改正法実施 290,400千円 令和3年度推計額 2,183,862千円 うち、加入手続等オンライン化 526,800千円 年金制度改正法実施 1,258,400千円 増減額 + 1,011,467千円
7 その他経費(借料損料等)	90,525	101,443	+ 10,918	
(再掲)広報関係経費	52,280	57,567	+ 5,287	[増要因] 年金制度改正法に係るサイト改修
事業諸費 計	1,831,744	2,186,325	+ 354,581	

[参考2]

〔確定拠出年金事業経理〕（事業会計）「業務委託費」の内訳について

(単位：千円)

内 訳	令和2年度予算額	令和3年度推計額	増▲減額	備 考
1 事務処理センター	878,693	1,048,862	+170,169	[増要因] 運営管理機関等コールセンターの統合
2 コールセンター	118,206	89,404	▲28,802	[減要因] 加入者等コールセンターへの重点化
3 書類保管経費	2,244	2,112	▲132	
4 広報業務委託費	23,621	23,210	▲411	
業務委託費 計	1,022,764	1,163,588	+140,824	

## 予 定 損 益 計 算 書

(確定拠出年金事業経理・事業会計)

(単位：千円)

費 用 勘 定				収 益 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和2年度予算額	令和3年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和2年度予算額	令和3年度推計額
事業事務費		2,030,291	2,419,738	手数料収入			
	役職員給与	96,852	113,568		手数料	3,413,672	3,857,917
	役職員諸手当	100,382	118,468				
	旅費	1,314	1,377	補助金収入			
	事業諸費	1,831,743	2,186,325		事務費国庫補助金	0	0
策定委員会費		632	876	雑収入			
	委員報酬補償費	496	496		受取利息等	0	0
	委員旅費	48	198				
	策定委員会需用費	85	179	前年度よりの繰入金			
	策定委員会会議費	3	3		前年度よりの繰入金	344,520	468,483
委託費							
	業務委託費	1,022,764	1,163,588	剰余金受入金			
繰入金					剰余金受入金	243,526	0
	基本金へ繰入れ	1,007,557	1,854,099				
雑支出				不足金			
	雑支出	548,594	731,734		当年度不足金	622,320	1,884,635
租税公課							
	租税公課	14,200	41,000				
剰余金							
	当年度剰余金	0	0				
計		4,624,038	6,211,035	計		4,624,038	6,211,035



## 予 定 損 益 計 算 書

(確定拠出年金事業経理・特定業務会計)

(単位：千円)

費 用 勘 定				収 益 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和2年度予算額	令和3年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和2年度予算額	令和3年度推計額
交 付 金				納 付 金			
	特定業務交付金	0	0		特定業務納付金	0	0
	計	0	0		計	0	0

## 予 定 貸 借 対 照 表

(確定拠出年金事業経理・特定業務会計)

(単位：千円)

資 産 勘 定				負 債 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和2年度予算額	令和3年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和2年度予算額	令和3年度推計額
流動資産		250,450,936	271,658,936	特定管理資産			
	預貯金	249,950,936	271,158,936		特定管理資産	250,450,936	271,658,936
	未収金	500,000	500,000				
	計	250,450,936	271,658,936		計	250,450,936	271,658,936

## 加入者数等の推計

(単位：百人)

年度	加入者					運用指図者					自動移換者			【参考】 企業型年金 加入資格 喪失による 移換者 (a2+C+F)
	新規加入者 (A)			加入資格 喪失者 (B)	年度末 現存加入者 (前年度末 現存加入者 + A - B)	運用指図者増加(C+D)		運用指図喪失者 (E)	年度末現存 運用指図者 (前年度末現存 運用指図者 + C + D - E)	新規自動移換者 (F)	自動移換喪失者 (G)	年度末現存 自動移換者 (前年度末現存 自動移換者 + F - G)		
	新規加入者 (狭義) (a1)	企業型から の移行者 (a2)	運用指図者から の移行者 (a3)			新規運用指図者 (C)	加入者から運用 指図者への移行 者 (D)							
H27年度実績	606	351	208	47	160	2,576	722	155	432	4,695	898	217	5,667	1,829
H28年度〃	1,914	1,595	236	83	181	4,309	688	175	504	5,053	1,042	225	6,484	1,966
H29年度〃	4,446	3,874	435	136	218	8,537	670	210	607	5,326	1,157	299	7,342	2,263
H30年度〃	3,924	3,289	499	136	361	12,100	757	352	684	5,750	1,340	835	7,848	2,596
R1年度〃	4,050	3,295	597	159	522	15,628	842	509	771	6,330	1,513	388	8,973	2,952
R2年度推計	3,924	3,085	662	177	638	18,914	902	621	833	7,021	1,475	475	9,973	3,039
R3年度〃	3,960	3,300	528	132	746	22,129	962	725	886	7,822	1,555	505	11,023	3,045
R4年度〃	3,960	3,300	528	132	861	25,227	1,022	838	986	8,696	1,635	556	12,101	3,185
R5年度〃	3,960	3,300	528	132	973	28,215	1,082	946	1,094	9,630	1,715	609	13,207	3,325
R6年度〃	3,960	3,300	528	132	1,080	31,095	1,142	1,051	1,209	10,614	1,795	663	14,339	3,465
R7年度〃	3,960	3,300	528	132	1,183	33,872	1,202	1,152	1,329	11,638	1,875	718	15,496	3,605
R8年度〃	3,960	3,300	528	132	1,283	36,548	1,262	1,249	1,454	12,694	1,955	775	16,676	3,745
R9年度〃	3,960	3,300	528	132	1,379	39,129	1,322	1,342	1,579	13,779	2,035	832	17,879	3,885

## ※1 新規加入者 (A)

- ・R2年度推計は、R2年9月までの実績に、直近1年 (R1年10月～R2年9月) の実績の1/2を加算して算出。
- ・R3年度は、R2年度推計約32,700人/月 (39.24万人/年) から減少させた3万人/月 (2年度予算での推計) をベースラインとして、加入手続等オンライン化の効果を見込み、33,000人/月 (39.60万人/年) と設定。
- ・R4年度以降は、R3年度と同様に33,000人/月 (39.60万人/年) と設定。

## ※2 新規運用指図者 (C+D)

- ・R2年度推計は、R2年9月までの実績に、直近1年の実績の1/2を加算して算出。
- ・R3年度以降は、新規運用指図者 (C) がR2年度増加見込み分の6千人ずつ毎年増加すると設定。これに加入者からの移行者を加算。

## ※3 新規自動移換者 (F)

- ・R2年度推計は、R2年9月までの実績に、直近1年の実績の1/2を加算して算出。
- ・R3年度以降は、2年度予算での推計と同様に8千人ずつ毎年増加すると設定。

## ※4 新規加入者等の年度末現存者

- ・R2年度以降、新規加入者等から資格喪失者を控除して算出。資格喪失者は直近1年の平均喪失率により算出。

## ※5 R4年度以降の制度改正の効果は含まれない。

## 今後の収支見通し

(令和3年3月作成)

(単位：百万円)

年度	総事業費	手数料 収入	剰余金 繰入金	長期借入金	長期借入返済	長期借入残高		新規加入時 等手数料	新規 自動移換時 手数料	掛金収納等 手数料
						平成28年改正分 ※1	令和2年改正分 ※2			
2年度	3,517	3,474	521	210	220	1,319	210	2,829円	1,048円	105円
3年度	5,486	3,858	468	1,258	99	1,220	1,468	2,829円	1,048円	105円
4年度	4,194	4,169	0	363	338	882	1,831	2,829円	1,048円	105円
5年度	4,083	4,549	0	0	466	416	1,831	2,829円	1,048円	105円
6年度	4,330	4,915	0	0	585	0	1,663	2,829円	1,048円	105円
7年度	4,594	5,270	0	0	676	—	987	2,829円	1,048円	105円
8年度	4,873	5,613	0	0	739	—	248	2,829円	1,048円	105円
9年度	5,171	5,944	0	0	248	—	0	2,829円	1,048円	105円

< 長期借入残高について >

※1 平成28年改正分の長期借入（平成28年度及び平成29年度に借入した合計16.60億円）については、令和2年度末の借入残高が13.19億円であり、令和6年度に返済が完了すると見込んでいる。

※2 令和2年改正分の長期借入（令和2年度に借入する2.10億円及び令和3年度・4年度に借入を見込んでいる16.21億円の合計18.31億円）については、令和6年度から返済を開始して、令和9年度に返済が完了すると見込んでいる。

< 長期借入返済について >

令和3年度～8年度の各年度における長期借入返済については、当該年度における収入超過額（手数料収入+剰余金繰入金+長期借入金－総事業費）で見込んでいる。



## 第3号議案

# 個人型年金規約の一部を変更する規約(案)



## 個人型年金規約の一部を変更する規約(案)の要旨

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の一部施行により、確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件が改正されることに伴い、個人型年金規約の規定の整備を行う。また、第2号加入者の届出の受理に関する事務の一部について、令和3年度の特例に係る規定の整備を行う。

### 1. 脱退一時金の支給要件の改正に係る規定整備

脱退一時金の支給要件である通算拠出期間について、確定拠出年金法施行令の一部改正により、1月以上3年以下から1月以上5年以下とすることとされたことに伴う規定の整備を行う。(第132条第1項及び第133条第3項)

### 2. 第2号加入者の届出の受理に関する事務の特例に係る規定整備

第2号加入者の届出の受理に関する事務の一部について、令和3年度において、連合会が指定する者に委託することができるように規定の整備を行う。(附則第5条)

※第2号加入者の届出については、位置付けの変更に係る法令上の整理を前提に、オンライン化を検討し、令和4年度からの連合会での一元実施を図る。

### 3. 施行日

令和3年4月1日



個人型年金規約の一部を変更する規約（案）

新	旧
<p>（脱退一時金の支給要件）</p> <p>第132条 連合会は、次の各号のいずれにも該当する者について、運用指図者にあつては裁定業務を行う運営管理機関の、運用指図者以外の者にあつては特定運営管理機関の裁定に基づいて、脱退一時金を支給する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（法第54条第2項及び法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び加入者期間（加入者が納付した掛金に係る加入者期間に限るものとし、法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が1月以上5年以下であること又は請求した日（以下この条において単に「請求日」という。）における個人別管理資産の額としてイからハまでに掲げる額を合算した額からニ及びホに掲げる額を合算した額を控除した額が25万円以下であること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（脱退一時金の支給要件）</p> <p>第132条 連合会は、次の各号のいずれにも該当する者について、運用指図者にあつては裁定業務を行う運営管理機関の、運用指図者以外の者にあつては特定運営管理機関の裁定に基づいて、脱退一時金を支給する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（法第54条第2項及び法第54条の2第2項の規定により法第108条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び加入者期間（加入者が納付した掛金に係る加入者期間に限るものとし、法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が1月以上3年以下であること又は請求した日（以下この条において単に「請求日」という。）における個人別管理資産の額としてイからハまでに掲げる額を合算した額からニ及びホに掲げる額を合算した額を控除した額が25万円以下であること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>四・五 （略）</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>(脱退一時金の請求手続)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第3条第1項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。</p> <p>一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る施行規則第15条第1項第1号、第2号、第3号（法第4章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第4号（過去に拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第7号、第8号（法附則第2条の2の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第11号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われ</p>	<p>2 (略)</p> <p>(脱退一時金の請求手続)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第3条第1項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。</p> <p>一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る施行規則第15条第1項第1号、第2号、第3号（法第4章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第4号（過去に拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第7号、第8号（法附則第2条の2の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第11号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われ</p>

新	旧
<p>た年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。)に掲げる事項並びに令第60条第2項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項</p> <p>二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第63条第1項第1号、第2号、第3号(法第4章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。)、第4号(過去に拠出された拠出期間ごとの掛金の有無に関する部分に限る。)、第7号、第8号(法附則第2条の2の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。)及び第11号(資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。)に掲げる事項並びに令第60条第2項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>た年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。)に掲げる事項並びに令第60条第1項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項</p> <p>二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第63条第1項第1号、第2号、第3号(法第4章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。)、第4号(過去に拠出された拠出期間ごとの掛金の有無に関する部分に限る。)、第7号、第8号(法附則第2条の2の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。)及び第11号(資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。)に掲げる事項並びに令第60条第1項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項</p> <p>4・5 (略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(第2号加入者の届出に係る平成30年度から令和3年度までの特例)</p> <p>第5条 連合会は、平成30年度から令和3年度までに限り、第26条第2項及び第50条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の届出の受理及びこれに付随する事務の一部を連合会が指定する者に委託することができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(第2号加入者の届出に係る平成30年度から令和2年度までの特例)</p> <p>第5条 連合会は、平成30年度から令和2年度までに限り、第26条第2項及び第50条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の届出の受理及びこれに付随する事務の一部を連合会が指定する者に委託することができる。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(脱退一時金に関する経過措置)

第2条 この規約による変更後の第132条の規定は、この規約の施行前に既に第6条第17項に規定する企業型年金加入者又は同条第10項に規定する加入者の資格を喪失している者についても、適用する。



## 報告事項（1）

# 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項

個人型年金規約第17条第2項に基づく報告

令和2年12月9日から令和3年3月17日までの個人型年金規約別表第1号 変更一覧

規約改正の施行日	登録番号	運営管理機関	規約改正の概要
令和3年1月1日	12	北越銀行	合併による運営管理機関廃業により削除
令和3年1月1日	23	第四銀行	合併により名称を第四北越銀行に変更
令和3年1月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として3信用金庫を追加
令和3年1月1日	170	北海道信用金庫	再委託先受付金融機関であるジャパン・ペンション・ナビゲーターへの委託業務を追加
令和3年2月1日	26	日本生命保険	再委託先受付金融機関としてスターツ証券を追加
令和3年2月1日	115	SBIベネフィット・システムズ	再委託先受付金融機関5社への委託を終了し、全ての業務を自ら行うこととして変更
令和3年2月1日	753	りそな銀行	再委託先受付金融機関として愛知県中央信用組合を追加
令和3年3月1日	30	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である仙台銀行を削除

## 報告事項（2）

### 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

個人型年金規約第90条の2第4項に基づく報告

## 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運営管理 機関登録 番号	番号	運営管理 機関名	提示を始める 日	商品名	分類		選定理由	特定 期間	猶予 期間	
					種類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
71	001	株式会社 みずほ銀行	2018.5.1	みずほDC定期預金 (1年) (プラン名:みずほ個人 型プラン)	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項一 号イ	相手方 みずほ銀行 種類 定期預 金 預入機関1年 (受付金融機関 みずほ銀行)	運用により見込まれる利益(リターン)、運用に係る手数料、および運用結果として拠 出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、元本確保型商品で、中途 解約時に中途解約利率が適用されるものの元本が確保される当該商品を指定運用 方法として選定	3か月	2週間
	002		2020.10.1	投資のソムリエ(ター ゲット・イヤー型2035/ 2040/2045/2050/ 2055/2060) (プラン名:みずほの iDeCo)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード JP90C000FPR5 国際証券コード JP90C000HHB2 国際証券コード JP90C000F3R3 国際証券コード JP90C000HHC0 国際証券コード JP90C000F3S1 国際証券コード JP90C000HHD8 (受付金融機関 みずほ銀行)	加入者集団の属性等や必要とされる収益の水準に対し、運用により見込まれる利益 (リターン)、損失の可能性(リスク)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出 した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、複数資産への分散投資を 行うバランス型ファンドのなかで、加入者の給付受取時期に向けて目標リスクを自動 的に低減させる機能を有する当該商品を選定	3か月	2週間
	003		2018.5.1	農中確定拠出年金 1年定期 (プラン名:みずほJ個人 型プラン)	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項一 号イ	相手方 農林中央金庫 種類 定期 預金 預入機関1年 (受付金融機関 みずほ銀行)	運用により見込まれる利益(リターン)、運用に係る手数料、および運用結果として拠 出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、元本確保型商品で、中途 解約時に中途解約利率が適用されるものの元本が確保される当該商品を指定運用 方法として選定	3か月	2週間
	004		2020.10.1	投資のソムリエ(ター ゲット・イヤー型2035/ 2040/2045/2050/ 2055/2060) (プラン名:四銀みずほ)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード JP90C000FPR5 国際証券コード JP90C000HHB2 国際証券コード JP90C000F3R3 国際証券コード JP90C000HHC0 国際証券コード JP90C000F3S1 国際証券コード JP90C000HHD8 (受付金融機関 四国銀行)	加入者集団の属性等や必要とされる収益の水準に対し、運用により見込まれる利益 (リターン)、損失の可能性(リスク)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出 した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、複数資産への分散投資を 行うバランス型ファンドのなかで、加入者の給付受取時期に向けて目標リスクを自動 的に低減させる機能を有する当該商品を選定	3か月	2週間
	005		2020.10.1	投資のソムリエ(ター ゲット・イヤー型2035/ 2040/2045/2050/ 2055/2060) (プラン名:しみずiDeC o)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード JP90C000FPR5 国際証券コード JP90C000HHB2 国際証券コード JP90C000F3R3 国際証券コード JP90C000HHC0 国際証券コード JP90C000F3S1 国際証券コード JP90C000HHD8 (受付金融機関 清水銀行)	加入者集団の属性等や必要とされる収益の水準に対し、運用により見込まれる利益 (リターン)、損失の可能性(リスク)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出 した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、複数資産への分散投資を 行うバランス型ファンドのなかで、加入者の給付受取時期に向けて目標リスクを自動 的に低減させる機能を有する当該商品を選定	3か月	2週間
	006		2020.6.1	イオン・バランス戦略 ファンド	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヌ	国際証券コード JP90C000DQY4 (受付金融機関 イオン銀行)	運用により見込まれる利益(リターン)、損失の可能性(リスク)、運用に係る手数料、 および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、 複数資産への分散投資を行うバランス型ファンドのなかで、投資環境の変化等に応じ て機動的に資産配分比率を変更することにより、リスク抑制を行う機能を有する当該 商品を選定。	3か月	2週間

## 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運営管理機関登録番号	番号	運営管理機関名	提示を始める日	商品名	分類		選定理由	特定期間	猶予期間	
					種類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
71	007	株式会社 みずほ銀行	2020.6.1	投資のソムリエ(ターゲット・イヤー型2035/2040/2045/2050/2055/2060) (プラン名:ソニー銀行のiDeCo)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード JP90C000FPR5 国際証券コード JP90C000HHB2 国際証券コード JP90C000F3R3 国際証券コード JP90C000HHC0 国際証券コード JP90C000F3S1 国際証券コード JP90C000HHD8 (受付金融機関 ソニー銀行)	加入者集団の属性等や必要とされる収益の水準に対し、運用により見込まれる利益(リターン)、損失の可能性(リスク)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、複数資産への分散投資を行うバランス型ファンドのなかで、加入者の給付受取時期に向けて目標リスクを自動的に低減させる機能を有する当該商品を選定	3か月	2週間
	008		2019.4.1 <small>※2021.3.15公表</small>	みずほDC定期預金(1年) (プラン名:JAバンクのiDeCo)	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項一 号イ	みずほ銀行 定期預金 預入期間1年 (受付金融機関:JAバンク)	運用により見込まれる利益(リターン)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、元本確保型商品で、中途解約時に中途解約利率が適用されるものの元本が確保される当該商品を選定	3か月	2週間